

長野県地方税滞納整理機構行政不服審査会の設置等に関する条例

平成28年3月22日

長野県地方税滞納整理機構条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 法第81条第1項の規定による機関として、長野県地方税滞納整理機構行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、連合長が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員を生じた場合において任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 連合長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別に条例で定める。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(審査請求人等による提出書類等の交付に係る手数料)

第7条 法第38条第6項において準用する同条第1項による交付を受ける審査請求人又は参加人、若しくは法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査関係人は、規則で定めるところにより、実費の範囲内において規則で定める額の手数

料を納めなければならない。

2 連合長は、経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。